

相模原市表彰条例の一部を改正する条例について
相模原市表彰条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年8月27日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市表彰条例の一部を改正する条例
相模原市表彰条例(昭和35年相模原市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条中「特別表彰」の次に「、市民栄誉表彰」を加える。

第12条を第13条とする。

第11条中「第6条又は第7条」を「第7条又は第8条」に改め、同条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第1項中「(特別表彰を除く。)」を削り、同条第2項を削り、同条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(市民栄誉表彰)

第6条 市民栄誉表彰は、市民又は本市に関係ある個人で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本市の魅力及び知名度の向上に大きく寄与し、その功績が極めて顕著であると認められるものに対して行う。

- (1) 世界的な競技会等において最も優秀な成績を取めた者
- (2) 世界の文化の向上及び発展に極めて大きな貢献をした者

附則第1項ただし書中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附則第4項及び附則第6項中「第6条第1項第1号」を「第7条第1項第1号」に改める。

附則第7項中「第6条第1項第4号」を「第7条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

市民栄誉表彰の新設に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市表彰条例の改正の概要

1 改正の内容

市民栄誉表彰の新設(第6条関係)

世界的な競技会等において最も優秀な成績を収めた者又は世界の文化の向上及び発展に極めて大きな貢献をした者で、かつ、本市の魅力及び知名度の向上に大きく寄与し、その功績が極めて顕著であると認められるものについて、新たに市民栄誉表彰を設け、表彰することとするもの

2 施行期日

公布の日